

足場の組立て等作業従事者必携 特別教育用テキスト (No.120306)

〈第5版 令和7年4月25日〉

補 足 資 料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月に公布されました。テキストに掲載している関係法令の条文について、今後施行される改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和7年6月30日

頁・箇所	第5版 (令和7年4月25日)	補足内容
150 頁	<p>第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。</p>	<p>第4条 <u>労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは</u>、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和8年4月1日から施行</p>
151 頁	<p>第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。</p>	<p>第26条 <u>労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は</u>、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和8年4月1日から施行</p>
151 頁	<p>第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により<u>労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が</u>守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和8年4月1日から施行</p>
151 頁	<p>第29条 (元方事業者の講ずべき措置等) 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。</p> <p>2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。</p> <p>3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。</p>	<p>第29条 (元方事業者の講ずべき措置等) 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る<u>作業従事者が</u>、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。</p> <p>2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人に係る<u>作業従事者が</u>、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。</p> <p>3 前項の指示を受けた関係請負人又は<u>関係請負人に係る作業従事者は</u>、当該指示に従わなければならない。</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和8年4月1日から施行</p>

頁・箇所	第5版（令和7年4月25日）	補足内容
151 頁	<p>第31条（注文者の講ずべき措置） 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の<u>すべての</u>請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、<u>当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>第31条（注文者の講ずべき措置） 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の<u>全ての</u>請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>令和8年4月1日から施行</p>
151 頁	<p>第42条（譲渡等の制限等） （略） （新設） （新設）</p>	<p>第42条（譲渡等の制限等） （略）</p> <p>2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。</p> <p>3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。</p> <p>令和9年4月1日から施行</p>
152 頁	<p>第59条（安全衛生教育） （略） 2・3（略） （新設）</p>	<p>第59条（安全衛生教育） （略） 2・3（略）</p> <p>4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>令和9年4月1日から施行</p>
152 頁 第62条 の次	<p>（新設）</p>	<p>第62条の2（高齢者の労働災害防止のための措置） 事業者は、<u>高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>令和8年4月1日から施行</p>